

法人運営

1. 会議等の開催

| 開催日 | 会議名・内容 | 出席者 |
|-------|---|---------------------------|
| 5月22日 | 監事による監査（監事の現員数2名） ・平成29年度業務執行状況及び財産の状況に関する監査 | 監事 2名 理事 1名 |
| 6月1日 | 第1回理事会（理事の現員数18名） ・補欠評議員の選任候補者推薦（決議） ・平成29年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び決算の承認（決議） ・平成30年度定時評議員会の招集（決議） ・神栖市障害者デイサービスセンターのぞみ、神栖市福祉作業所きぼうの家にかかる第4期指定管理事業者への応募について（決議） | 理事 15名 監事 2名 |
| 6月1日 | 評議員選任委員会（委員現員数5名） ・補欠評議員の選任（2名選任） | 委員 5名 |
| 6月20日 | 第1回福祉活動基金管理運営委員会（委員現員数7名） ・平成29年度助成実績報告 ・平成30年度ボランティア協力校助成審査（第1次応募11校） ・平成30年度福祉活動基金の運用基準（案）について | 委員 5名 |
| 6月28日 | 定時評議員会（評議員の現員数40名） ・補欠役員の選任（理事2名選任決議） ・平成29年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び決算の承認（決議） | 評議員 24名 理事 2名 監事 1名 |
| 7月3日 | 福祉後見サポートセンターかみす運営委員会（委員現員数6名） ・正副委員長の互選 ・福祉後見サポートセンターかみす運営の現状について | 委員 6名 |
| 7月4日 | ボランティアセンター運営委員会（委員現員数10名） ・正副委員長の互選 ・平成29年度ボランティアセンター事業報告について ・平成30年度ボランティアセンター事業計画について | 委員 7名 |
| 8月8日 | 第2回福祉活動基金管理運営委員会（委員現員数7名） ・平成30年度ボランティア協力校助成審査（第2次応募4校） ・平成30年度ボランティアグループ助成審査（1団体） | 委員 7名 （書面審議） |
| 9月5日 | 第2回理事会（理事の現員数18名） ・平成30年度上期（4～7月）事業実施状況及び予算執行状況（報告） ・経営改善計画策定指針に基づく行動計画（社協発展・強化計画）実施2年次の進捗状況（報告） ・ホームヘルプサービス事業の今後のあり方について（決議） ・福祉車輛貸出事業の運営形態変更について（決議） | 理事 16名 監事 2名 |

2. 事務局職員の人事

(1) 新規採用

- ・採用方法 福祉の国家資格を持つ者（今年度取得予定の者を含む）を公募し、試験選考（筆記試験及び面接試験）を実施（募集人員：2名。応募者3名）
- ・試験実施 第1次試験 9月2日（日） 教養試験、論文試験、一般性格診断検査
第2次試験 10月21日（日） 面接試験（プレゼンテーション面接、個別面接）
- ・結果 第1次試験 3名受験。3名合格（うち1名は2次試験を辞退）
第2次試験 2名受験。採点の結果、合格基準に達した者がいなかったため採用に至らず。
新規採用については再度募集・試験を実施（平成31年3月中旬応募開始予定）
（平成31年3月中旬から応募開始とする計画で準備中）

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 平成30年度収支状況

自：平成30年4月1日 至：平成30年11月30日

| 事業区分・拠点区分(サービス区分) | 30年度予算 | 収 支 状 況 | | | 備考 |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|------------|----|
| | | 収 入 | 支 出 | 翌月繰越 | |
| 社会福祉事業区分 | 236,523,000 | 184,022,200 | 140,091,409 | 43,930,791 | |
| 社協自主事業 | 110,474,000 | 98,102,111 | 67,130,867 | 30,971,244 | |
| 地域福祉推進事業 | 102,857,000 | 90,799,426 | 62,173,051 | 28,626,375 | |
| 精神保健福祉支援事業 | 6,046,000 | 5,787,713 | 4,346,876 | 1,440,837 | |
| 成年後見制度に関する事業 | 1,571,000 | 1,514,972 | 610,940 | 904,032 | |
| 受託事業 | 30,572,000 | 24,781,472 | 18,285,858 | 6,495,614 | |
| 日常生活自立支援事業 | 1,487,000 | 1,335,302 | 749,667 | 585,635 | |
| 精神障害者デイケア事業 | 3,293,000 | 3,226,050 | 1,454,955 | 1,771,095 | |
| ファミリーサポートセンター | 4,122,000 | 3,091,500 | 2,705,056 | 386,444 | |
| 高齢者相談事業 | 3,308,000 | 1,875,000 | 2,020,196 | △ 145,196 | ※1 |
| 障害者相談支援事業 | 6,260,000 | 6,177,120 | 3,741,047 | 2,436,073 | |
| 生活困窮者自立支援事業 | 12,102,000 | 9,076,500 | 7,614,937 | 1,461,563 | |
| 障害者計画相談事業 | 2,035,000 | 1,948,848 | 1,147,287 | 801,561 | ※2 |
| ホームヘルプサービス事業 | 8,118,000 | 5,816,430 | 5,538,622 | 277,808 | ※2 |
| 介護保険 | 3,312,000 | 2,303,435 | 2,193,893 | 109,542 | |
| 障害者総合支援 | 4,598,000 | 3,439,686 | 3,275,873 | 163,813 | |
| 軽度生活援助 | 153,000 | 68,589 | 65,313 | 3,276 | |
| 養育支援訪問事業 | 55,000 | 4,720 | 3,543 | 1,177 | |
| 障害者デイサービス事業 | 41,856,000 | 23,099,748 | 23,696,698 | △ 596,950 | ※2 |
| 福祉作業所事業 | 34,003,000 | 23,613,326 | 19,282,681 | 4,330,645 | ※2 |
| 基金積立事業 | 2,617,000 | 2,956,862 | 1,509,396 | 1,447,466 | |
| 職員退職手当積立事業 | 6,848,000 | 3,703,403 | 3,500,000 | 203,403 | |
| 公益事業区分 | 33,840,000 | 25,301,317 | 20,458,269 | 4,843,048 | |
| 福祉用具貸与事業 | 650,000 | 409,567 | 0 | 409,567 | |
| 労働者派遣事業 | 33,190,000 | 24,891,750 | 20,458,269 | 4,433,481 | |
| 法人全体 | 270,363,000 | 209,323,517 | 160,549,678 | 48,773,839 | |

※1 受託金(加算額)入金予定 平成31年4月

※2 11月末時点の未収金(介護報酬等)を含む

資金収支計算書

自 平成30年04月01日 至 平成30年11月30日

法人名：社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

事業：法人全体

(単位：円)

| 勘定科目 | 予算(A) | 決算(B) | 差異(A)-(B) | 備考 |
|---------------------------------|-------------|-------------|--------------|---------|
| < 事業活動による収支 > | | | | |
| < 収入 > 会費収入 | 16,674,000 | 14,623,000 | 2,051,000 | |
| 寄附金収入 | 4,451,000 | 1,505,819 | 2,945,181 | |
| 経常経費補助金収入 | 76,000,000 | 72,229,492 | 3,770,508 | |
| 受託金収入 | 30,937,000 | 24,883,420 | 6,053,580 | |
| 事業収入 | 36,750,000 | 26,763,893 | 9,986,107 | |
| 介護保険事業収入 | 3,201,000 | 2,296,054 | 904,946 | |
| 就労支援事業収入 | 1,676,000 | 766,705 | 909,295 | |
| 障害福祉サービス等事業収入 | 80,510,000 | 50,217,774 | 30,292,226 | |
| 受取利息配当金収入 | 81,000 | 39,301 | 41,699 | |
| その他の収入 | 846,000 | 471,827 | 374,173 | |
| 事業活動収入計(1) | 251,126,000 | 193,797,285 | 57,328,715 | 執行率 77% |
| < 支出 > 人件費支出 | 211,374,000 | 133,087,646 | 78,286,354 | |
| 事業費支出 | 18,687,000 | 11,447,775 | 7,239,225 | |
| 事務費支出 | 18,224,000 | 11,279,101 | 6,944,899 | |
| 就労支援事業支出 | 1,685,000 | 638,440 | 1,046,560 | |
| 受託事業等支出 | 168,000 | 6,500 | 161,500 | |
| 共同募金配分金事業費 | 160,000 | 23,116 | 136,884 | |
| 助成金支出 | 1,746,000 | 941,100 | 804,900 | |
| 事業活動支出計(2) | 252,044,000 | 157,423,678 | 94,620,322 | 執行率 62% |
| 事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2) | △ 918,000 | 36,373,607 | △ 37,291,607 | |
| < 施設整備等による収支 > | | | | |
| < 収入 > 固定資産売却収入 | 2,000 | 0 | 2,000 | |
| 施設整備等収入計(4) | 2,000 | 0 | 2,000 | |
| < 支出 > 施設整備等支出計(5) | 0 | 0 | 0 | |
| 施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5) | 2,000 | 0 | 2,000 | |
| < その他の活動による収支 > | | | | |
| < 収入 > 基金積立資産取崩収入 | 2,000,000 | 2,000,000 | 0 | |
| 積立資産取崩収入 | 2,000,000 | 500,000 | 1,500,000 | |
| 事業区分間繰入金収入 | 2,448,000 | 730,000 | 1,718,000 | |
| 拠点区分間繰入金収入 | 8,742,000 | 2,396,000 | 6,346,000 | |
| その他の活動収入計(7) | 15,190,000 | 5,626,000 | 9,564,000 | 執行率 37% |
| < 支出 > 基金積立資産支出 | 1,000 | 0 | 1,000 | |
| 事業区分間繰入金支出 | 2,448,000 | 730,000 | 1,718,000 | |
| 拠点区分間繰入金支出 | 8,742,000 | 2,396,000 | 6,346,000 | |
| その他の活動支出計(8) | 11,191,000 | 3,126,000 | 8,065,000 | 執行率 28% |
| その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8) | 3,999,000 | 2,500,000 | 1,499,000 | |
| 予備費支出(10) | 7,128,000 | 0 | 7,128,000 | |
| 当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10) | △ 4,045,000 | 38,873,607 | △ 42,918,607 | |
| 前期末支払資金残高(12) | 4,045,000 | 9,900,232 | △ 5,855,232 | |
| 当期末支払資金残高(11)+(12) | 0 | 48,773,839 | △ 48,773,839 | |

議案第1号

常勤職員就業規則の一部改正(案)について

<提案理由>

本会が運営するデイサービス、福祉作業所、ホームヘルプサービスに従事する常勤職員14名(平均勤続期間:14年6月)については、指定管理期間の満了と指定管理者の交替、事業所閉鎖等の理由により、平成31年3月末をもって労働契約を終了します。

契約終了(退職)となる常勤職員には、勤続年数に応じ退職手当が支給されますが、今回の契約終了は事業所(社協)側の事情によるものであり、これまでの勤続年数と事業への貢献を報償し、かつ契約終了まで意欲を持って勤務できるように、退職手当の支給要件緩和と支給率の割増について、別添(案)のとおり改正を図るものです。

なお、3月末で契約を満了することについて、当該職員には、本年度の労働契約締結時にその可能性があることを伝え、その後も指定管理者選定や理事会での協議内容などを含め随時周知しており、本件についても決議内容を速やかに周知する予定です。また今回の改正案は、職員間の公平性を確保するため、上記3事業に従事しない職員1名も含め、全ての常勤職員に対し適用する内容としています。

ご審議の上決議願います。

平成31年1月15日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

平成31年1月15日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成30年度 第3回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会常勤職員就業規則(改正案)

平成 17 年 4 月 1 日

神社協規則第 2 号

(職員の賃金)

第 24 条 職員の賃金は次の通りとし、金額は別表 2 の通りとする。

(7) 退職手当

勤続 5 年以上の職員が退職したときは、別表 6 の定めにもとづき退職金を支給する。

付 則

- 1 この規則は平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規則は平成 17 年 8 月 1 日より施行する。(改訂則第 2 号)
- 3 この規則は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。(改訂則第 4 号)
- 4 この規則は平成 18 年 11 月 28 日より施行する。(改訂則第 5 号)
- 5 この規則は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。(改訂則第 7 号)
- 6 この規則は平成 19 年 12 月 20 日より施行する。(改訂則第 8 号)
- 7 この規則は平成 20 年 12 月 19 日より施行する。(改訂則第 10 号)
- 8 この規則は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。(改訂則第 12 号)
- 9 この規則は平成 21 年 8 月 25 日より施行する。(改訂則第 13 号)
- 10 この規則は平成 22 年 9 月 1 日より施行する。(改訂則第 16 号)
- 11 この規則は平成 25 年 4 月 1 日より適用する。(改訂則第 18 号)
- 12 この規則は平成 26 年 4 月 1 日より適用する。(改訂則第 21 号)
- 13 この規則は平成 28 年 4 月 1 日より適用する。(改訂則第 23 号)
- 14 この規則は平成 30 年 4 月 1 日より適用する。(改訂則第 25 号)

15 (改訂則第 27 号)

(1) この規則は理事会の議決を得た日から施行し、平成 31 年 2 月 1 日から適用する。

(2) 平成 31 年 3 月 31 日をもって労働契約を満了する常勤職員で、契約満了日まで勤務を継続した者については、別表 6 (第 24 条関係) 第 1 号に定める退職手当の支給方法を次のとおり変更して支給する。

退職手当の額は、常勤職員として勤続した年数に応じて、下記に定める額を上限とする。

| 通算勤続年数 | 退職金の額(上限) |
|--------|----------------|
| 1 年以上 | 退職時の本給月額 × 0.2 |

以降、常勤職員勤続年数 1 年ごとに 0.2 を加算する。

上記の額に、割増率 20% を乗じた額 (10 円未満の端数は四捨五入) とする。

(2) に該当する常勤職員のうち、常勤職員勤続期間が 5 年以下で、かつ過去に非常勤職員勤続期間が 10 年以上の者には、次の計算方法により算出した金額を加算して支給する。

10,000 円 × 非常勤職員勤続年数

本規則適用日の時点においてホームヘルプサービス事業に従事する常勤職員については、当該事業が終了することを鑑み、契約満了日までの勤務継続にかかわらず上記の方法で退職手当を支給する。

議案第2号

非常勤職員就業規則の一部改正(案)について

<提案理由>

本会が運営するデイサービス、福祉作業所、ホームヘルプサービスに従事する非常勤職員15名(平均勤続期間:10年2月)については、指定管理期間の満了と指定管理者の交替、事業所閉鎖等の理由により、平成31年3月末をもって労働契約を終了します。

現行の非常勤職員就業規則には、契約終了(退職)となる非常勤職員に対する退職手当等の規定はありませんが、今回の契約終了は事業所(社協)側の事情によるものであり、これまでの勤続年数と事業への貢献を報償し、かつ契約終了まで意欲を持って勤務できるよう、各職員の勤続年数に応じた功労金の支給について、別添(案)のとおり改正を図るものです。

なお、3月末で契約を満了することについて、当該職員には、本年度の労働契約締結時にその可能性があることを伝え、その後も指定管理者選定や理事会での協議内容などを含め随時周知しており、本件についても決議内容を速やかに周知する予定です。また今回の改正案は、職員間の公平性を確保するため、上記3事業に従事しない職員3名も含め、全ての非常勤職員に対し適用する内容としています。

ご審議の上決議願います。

平成31年 1 月15日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

平成31年 1 月15日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成30年度 第3回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 非常勤職員就業規則(改正案)

平成 17 年 4 月 1 日
神 社 協 規 則 第 1 号

付 則

- 1 この規則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は平成 17 年 8 月 1 日から施行する。(改訂則第 1 号)
- 3 この規則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。(改訂則第 3 号)
- 4 この規則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。(改訂則第 6 号)
- 5 この規則は平成 19 年 12 月 20 日から施行する。(改訂則第 9 号)
- 6 この規則は平成 20 年 12 月 19 日から施行する。(改訂則第 11 号)
- 7 この規則は平成 21 年 8 月 25 日から施行する。(改訂則第 14 号)
- 8 この規則は理事会の議決を得た日から施行し、平成 21 年 8 月 11 日から適用する。(改訂則第 15 号)
- 9 この規則は平成 22 年 9 月 1 日から適用する。(改訂則第 17 号)
- 10 この規則は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。(改訂則第 22 号)
- 11 この規則は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。(改訂則第 24 号)
- 12 この規則は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。(改訂則第 26 号)
- 13 (改訂則第 28 号)
 - (1) この規則は理事会の議決を得た日から施行し、平成 31 年 2 月 1 日から適用する。
 - (2) 平成 31 年 3 月 31 日をもって労働契約を満了する非常勤職員で、勤続期間が 1 年以上かつ契約満了日まで勤務を継続した者に対し、次の計算方法により功労金を支給する。

功労金の金額 $10,000 \text{円} \times \text{勤続年数}$

通算期間に 1 年未満の端数がある場合は、10 月未満は切り捨て、10 月以上はこれを 1 年とする。
過去に常勤職員退職手当が支給され継続雇用となった職員の勤続年数は、継続雇用開始の日から起算する。
本規則適用日の時点においてホームヘルプサービス事業に従事する非常勤職員については、当該事業が終了することを鑑み、契約満了日までの勤務継続にかかわらず功労金を支給する。

議案第3号

福祉活動基金保有限度額の設定(案)と活用計画の策定(案)について

<提案理由>

平成28年11月に策定した「経営改善計画策定指針に基づく行動計画（神栖市社協発展・強化計画。計画期間：平成29～31年度）」において、本会が保有する福祉活動基金については、新規事業等に必要な基本的財源としてその原資を有効に活用していくとともに、今日の社会情勢や現行の財政規模に見合った保有(限度)額を新たに設定し、それを超える額については計画的に処分して各年次の活動財源に充てることで、神栖市への助成金申請額の圧縮に努めることを目標とし、具体的実施項目として「保有限度額の設定と活用計画の策定」を掲げておりました。

原資の有効活用については、既に平成28年度から毎年度当初予算に盛り込み、福祉後見サポートセンター運営費など新事業の財源として活用を図っておりますが、中長期的視点で本会の財政規模を見直し、適正化を目指す観点から、将来的な基金原資活用の規模と方向性を計画化するものです。

基金の保有限度額については、現行の財政規模として平成31年度予算想定額（多くの在宅福祉サービス事業が3月で終了するため今年度より規模は縮小となる見込みです）を根拠とし、そのおおむね1/3（※）に相当する「6,000万円」を案としています。

活用計画は、基金の現在高13,600万円と上記限度額との差額7,600万円を、平成31年度から10年間で活用していく計画案としており、各年度における活用予定は別表(案)のとおりです。

ご審議の上決議願います。

※ 市区町村社協経営指針（全社協）が示す事業安定資金の目安、社会福祉充実残額算定で控除対象となる「運転資金」の考え方（厚生労働省）を参考に算出

平成31年 1 月15日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

平成31年 1 月15日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成30年度 第3回 理事会

福祉活動基金取崩と活用計画(案)

| 年 度 | 年間事業活動 支出総額 | 基金の残高 | 基金 割合 | 取り崩し額 (案) | 取崩・活用額内訳(限度額。案) | |
|--------|----------------|----------------------|----------|--------------|--|-----------|
| | | | | | (1) 事業費 (内 訳) | (2) 固定資産 |
| 2015年度 | 249,164,945 | 142,000,000 | 57.0% | 0 | | |
| 2016年度 | 246,104,979 | 140,000,000 | 56.9% | 2,000,000 | 2,000,000 (後見センター、ボラ助成) | |
| 2017年度 | 245,509,297 | 138,000,000 | 56.2% | 2,000,000 | 2,000,000 (後見センター、ボラ助成) | |
| 2018年度 | 252,044,000 | 136,000,000 | 54.0% | 2,000,000 | 2,000,000 (ボラ助成、感謝会等) | |
| 2019年度 | 205,040,000 | 126,000,000 | 61.5% | 10,000,000 | 9,000,000 (後見センター、ボラ助成、感謝会、レンタカー助成) | 1,000,000 |
| 2020年度 | 205,040,000 | 116,000,000 | 56.6% | 10,000,000 | 9,000,000 (後見センター、ボラ助成、感謝会、レンタカー助成) | 1,000,000 |
| 2021年度 | 205,040,000 | 106,000,000 | 51.7% | 10,000,000 | 9,000,000 (後見センター、ボラ助成、感謝会、レンタカー助成) | 1,000,000 |
| 2022年度 | 205,040,000 | 98,000,000 | 47.8% | 8,000,000 | 8,000,000 (後見センター、ボラ助成、新事業や事業充実のために) | |
| 2023年度 | 205,040,000 | 90,000,000 | 43.9% | 8,000,000 | " | |
| 2024年度 | 205,040,000 | 84,000,000 | 41.0% | 6,000,000 | " | |
| 2025年度 | 205,040,000 | 78,000,000 | 38.0% | 6,000,000 | " | |
| 2026年度 | 205,040,000 | 72,000,000 | 35.1% | 6,000,000 | " | |
| 2027年度 | 205,040,000 | 66,000,000 | 32.2% | 6,000,000 | " | |
| 2028年度 | 205,040,000 | 60,000,000 | 29.3% | 6,000,000 | " | |
| | | 取り崩し額の累計 | | 82,000,000 | 79,000,000 | 3,000,000 |
| | | (うち2019年度以降の10年間で) | | 76,000,000 | 73,000,000 | 3,000,000 |

取崩額(案)はあくまでも各年度における限度額であり、必要な額を各年度の当初予算に計上します。

福祉活動基金

設置要項第7条

〔基金の処分の制限〕

この基金の処分は、次の各号に掲げる場合に限り、理事会、評議員会の議決を得てその一部を処分することができる。

(1) 本会が実施する開拓的事业、または新規事業のための基本的財源にあてるとき

(2) 本会が固定資産を取得または修繕するための財源にあてるとき

(3) 前1、2号のほか、住民の福祉増進のため必要やむを得ない理由があるとき

実施済み

今後の活用計画(案)

議案第4号

平成30年度第2回評議員会の招集について

<提案理由>

定款第14条の規程に基づき、平成30年度第2回評議員会を、以下のとおり招集することについて、審議の上決議願います。

1. 会議名称 平成30年度第2回評議員会
2. 予定時期 平成31年3月中旬から下旬
※評議員会の前に、平成30年度第4回理事会を開催します。
3. 予定場所 神栖市保健・福社会館
4. 予定案件 議案第1号 平成31年度 神栖市社会福祉協議会事業計画(案)
議案第2号 平成31年度 社会福祉事業区分 収支予算(案)
議案第3号 平成31年度 公益事業区分 収支予算(案)
※議案を追加する場合は第4回理事会でお諮りします。
5. 招集予定 評議員40名

平成31年 1 月15日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

平成31年 1 月15日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成30年度 第3回 理事会

議案第5号

福祉車両の譲渡について

<提案理由>

指定管理者が平成30年度をもって交替することにより、本会が保有するリフト付車両2台について、後任の指定管理者が引き続き使用できるよう、神栖市へ譲渡することについてお諮りするものです。

対象となる車両は以下の通りです。ご審議の上決議願います。

<譲渡対象車両（いずれも福祉作業所きぼうの家で使用）>

- トヨタハイエース（リフト付車両。平成22年2月 日本財団より寄贈）
- 日産キャラバン（リフト付車両。平成17年3月 本会で購入）

平成31年 1 月15日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

平成31年 1 月15日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成30年度 第3回 理事会